

富士見市告示第396号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年12月17日

富士見市長 星野光弘

工事番号	2001040082						
入札方法	制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）【一抜け方式】						
工事名	市立勝瀬小学校大規模改造除工事（第3期工事）（ゼロ債務）						
工事場所	富士見市大字勝瀬地内						
工事概要	大規模改造除工事（北棟（中央棟・南棟の一部含む）外部内部全面改修） 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、環境配慮改修工事、その他						
工 期	契約確定の日から令和3年12月28日						
設計金額	226,900,000円（税抜き） 249,590,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）						
最低制限価格	設定する						
入札参加資格	<table border="1"><tr><td>登録業種</td><td>建築工事業</td></tr><tr><td>事業所の所在地、総合評定値等</td><td>富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、平成31・32年度富士見市入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書に係る建築工事の総合評定値が700点以上の者。</td></tr><tr><td>施工実績等</td><td>・上記の者については、過去10年間(平成22年度から令和元年度)に、地方公共団体が発注する建築一式工事で1件あたり5千万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結の権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。</td></tr></table>	登録業種	建築工事業	事業所の所在地、総合評定値等	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、平成31・32年度富士見市入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書に係る建築工事の総合評定値が700点以上の者。	施工実績等	・上記の者については、過去10年間(平成22年度から令和元年度)に、地方公共団体が発注する建築一式工事で1件あたり5千万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結の権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。
登録業種	建築工事業						
事業所の所在地、総合評定値等	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、平成31・32年度富士見市入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書に係る建築工事の総合評定値が700点以上の者。						
施工実績等	・上記の者については、過去10年間(平成22年度から令和元年度)に、地方公共団体が発注する建築一式工事で1件あたり5千万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結の権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。						

その他 の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 <p>※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書（届出書第 1 号）又は社会保険等の適用除外に関する届出書（届出書第 2 号）等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入確認の提出書類を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請代金の総額が 4 千万円（建築一式工事の場合は 6 千万円）以上となる場合には、当該業種において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。 	
その他	<p>一抜け 方式</p> <p>この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。</p> <p>一抜け方式の対象工事については、別表により定める。</p>	
入札参加 受付期間	令和 2 年 12 月 18 日（金）午前 9 時から 令和 3 年 1 月 15 日（金）午後 4 時まで	
入札期間	令和 3 年 1 月 18 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 1 月 19 日（火）午後 4 時まで	
開札日時	令和 3 年 1 月 20 日（水）午前 9 時 10 分	
再度入札 の場合	<p>設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再度入札は 1 回までとする。 (2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。 (3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は、初度入札の翌開庁日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後、システムにより通知する。 	
設計 図書 等	閲覧又は 貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。
	質疑受付	令和 2 年 12 月 18 日（金）午前 9 時から 令和 3 年 1 月 12 日（火）正午まで 電子入札システムにより提出すること。 (※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。)

	質疑回答	令和3年 1月14日（木）まで 電子入札システムに隨時掲示する。
前 金 払		有（請負代金額が130万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の40%以内（限度額1億円）とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。
中間前金払		有（請負代金額が500万円以上の場合に限る。中間前金払の額は、契約金額の20%以内（限度額5千万円）とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。
部 分 払		無し
各会計年度の 支払限度額	令和2年度	令和3年度
	無し	契約金額の10割
契約保証金	契約金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。	
現場代理人 の兼務	不可。ただし、主任技術者の兼任が認められた工事については可。（富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる）	
その他の 条件	「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、契約締結時に落札事業者の労働環境の確認を行うものとする。	
その他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。	
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」（Microsoft word）、「.xlsx」（同Excel）又は、「.pptx」（同PowerPoint）としてください。他の拡張子のファイルは提出できませんので、御注意ください。	
	落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札候補者となり、事後審査を行います。（落札者が決定するまでこれを繰り返しますが、落札候補者になるのは、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。）	
	請負代金額が3千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上の工事において、営業所の専任技術者は、主任技術者及び監理技術者になることができない。 したがって、請負代金額が上記金額以上となった場合、落札候補者は入札参加資格確認書類提出の際に、配置予定の技術者が営業所の専任技術者ではないことを証明できる資料を添付すること。	

別表

対象工事	ア 市立西中学校大規模改築建築工事（第2期工事）（ゼロ債務） (富士見市告示第395号)
	イ 市立勝瀬小学校大規模改築建築工事（第3期工事）（ゼロ債務） (富士見市告示第396号)
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

1 その他の入札参加資格

- (1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。
 - ① 平成31・32年度富士見市競争入札参加資格名簿に登録されている者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ③ 告示から落札を決定するまでの期間に、富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置又は富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者
 - ④ 建設工事等ごとに定める入札参加資格を満たしている者
- (2) 事業所の所在地とは、平成31・32年度富士見市競争入札参加資格名簿に登載されている所在地をいう。
- (3) 本店とは、当該本店に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。
- (4) 本支店等とは、本店及び支店、営業所を含むもので、かつ、当該本支店等に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。
- (5) 経営規模等評価結果通知書とは、平成31・32年度富士見市競争入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書をいう。
- (6) 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札であるため、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。なお、入札に参加するに当たっては、建設工事等ごとに定める期間に、電子入札システムにおいてダイレクト入札参加申請書を添付して送信すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者として通知し、落札を保留する。この場合において、最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、競争入札参加資格確認申請として、落札候補者決定の通知をした日の翌日（富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後4時までに次に掲げる入札参加資格確認資料を総合政策部契約検査課（以下

「契約検査課」という。)に提出しなければならない。

- ① ダイレクト入札参加資格確認申請書
- ② ダイレクト入札参加資格確認資料
- ③ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習終了所の写しも添付すること。
- ④ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CO R I N S)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

3 落札の決定

- (1) 落札候補者に対する落札の決定は、2(3)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者で無いと決定した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定する。
- (2) 2の規定は、新たな落札候補者の決定について準用する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を有すると決定した日をもって、当該落札候補者を落札者とし、速やかに電子入札システムにより入札に参加した者(当該落札者を含む。)に落札者決定通知書を通知する。

4 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に入力(記載)された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力(記載)すること。
- (2) 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。
- (3) 初度入札に参加する者の数が1のときは、入札を執行しない。
- (4) 入札を取止めた案件のうち、履行期限以外の設計内容を変更することなく再公告する場合、1者入札を有効とする。
- (5) 現場説明会は開催しない。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格のない者がした入札

- (2) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりました者のした入札
- (3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印がないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) その他建設工事等ごとの告示に示す事項に違反した者がした入札

6 入札保証金の納付

免除

7 支払条件

- (1) 前金払
富士見市公共工事前金払取扱要綱の規定に基づくものとする。
- (2) 中間前金払
富士見市公共工事中間前金払取扱要綱の規定に基づくものとする。
- (3) 部分払
無し

8 本契約の成立

この工事の契約については、富士見市議会の議決を要するので、議決を得るまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。ただし、仮契約締結の日から富士見市議会の議決を得るまでの間において、落札者が1による要件を満たさなくなった場合、若しくは富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置による入札参加停止措置を受けた場合又は建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合は、仮契約を解除することがある。

9 その他

この告示に定めるもののほかは、富士見市公共工事等電子入札運用基準及び富士

見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱に基づきより行う。なお、富士見市公共工事等電子入札運用基準、富士見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱及び契約条項等については、市ホームページの入札・契約情報に掲載する。

(<http://www.city.fujimi.saitama.jp>)

10 問合せ

富士見市役所総合政策部契約検査課

049-251-2711（内線514）

ダイヤルイン 049-252-7130